

記載例①

(事業主が残税額を一括徴収して納入する場合)

受付印 市民税 府民税 給与支払報告 (特別徴収) に係る給与所得者異動届出書

必ず記入してください

提出者 堺市長	名称 株式会社 〇〇〇	係 経理	特別徴収指定番号 712345678	退職手当等支払金額 1500000
提出日 令和〇年10月5日	所在地(住所) 堺市堺区南瓦町3番1号	氏名 堺市太郎	宛名番号 072(233)4444番0234567	勤続年数 5
給与 氏名 堺市太郎	特別徴収税額(年税額) 72400	徴収済税額 24400	未徴収税額(ア-イ) 48000	異動年月日 令和〇年9月30日
所得 氏名 堺市太郎	特別徴収税額(年税額) 72400	徴収済税額 24400	未徴収税額(ア-イ) 48000	異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他
住所 異動前 堺市堺区南瓦町3番1号	特別徴収税額(年税額) 72400	徴収済税額 24400	未徴収税額(ア-イ) 48000	異動後の未徴収税額の徴収方法 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収
住所 異動後 堺市堺区田出町1丁目1番1号	特別徴収指定番号 新規	係 係	徴収開始月 月 月 割額	1月1日以降退職時までの給与支払額 2400000 控除社会保険料額 205836

・Aを選択した場合(転勤等)

新しい勤務先の名称及び所在地	所在地 〒	特別徴収指定番号	新規	係	係	徴収開始月	月 月 割額
送付先	〒						
フリガナ							
名称							

・Bを選択した場合(一括徴収)

1 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため。<原則として必須>	徴収予定月日	一括徴収税額(上記(ウ)と同額)	備考
2 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申し出があったため。	10月24日	48,000	左記の一括徴収した税額は10月分(11月10日納期限分)で納入します。

・Cを選択した場合(普通徴収)

1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申し出がないため。	備考
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の前)を超える給与又は退職手当等の支払いがないため。	
3 死亡による退職のため。	

この用紙に限り、一部を提出してください。必ず選択してください。

記載例②

(本人が残税額を直接納付する場合)

外国人が退職・帰国(出国)するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いたしますようお願いいたします。
なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

□ 残りの住民税(特別徴収税額)の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※1~5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

□ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を収めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方(納税管理人)を定め、市区町村に届け出る必要があります。

受付印 市民税 府民税 給与支払報告 (特別徴収) に係る給与所得者異動届出書

必ず記入してください

提出者 堺市長	名称 株式会社 〇〇〇	係 総務	特別徴収指定番号 712345670	退職手当等支払金額 1850000
提出日 令和〇年10月28日	所在地(住所) 堺市堺区南瓦町3番1号	氏名 大阪花子	宛名番号 072(233)4444番01349122	勤続年数 7
給与 フリガナ サカイ ヒロウ	特別徴収税額(年税額) 75000	徴収済税額 31600	未徴収税額(ア-イ) 43400	異動年月日 令和〇年10月26日
氏名 堺市二郎	特別徴収税額(年税額) 75000	徴収済税額 31600	未徴収税額(ア-イ) 43400	異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他
住所 異動前 堺市西区鳳東町6J600	特別徴収指定番号 新規	係 係	徴収開始月 月 月 割額	1月1日以降退職時までの給与支払額 2653822 控除社会保険料額 235692

・Aを選択した場合(転勤等)

新しい勤務先の名称及び所在地	所在地 〒	特別徴収指定番号	新規	係	係	徴収開始月	月 月 割額
送付先	〒						
フリガナ							
名称							

・Bを選択した場合(一括徴収)

1 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため。<原則として必須>	徴収予定月日	一括徴収税額(上記(ウ)と同額)	備考
2 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申し出があったため。			左記の一括徴収した税額は 月分(月 日納期限分)で納入します。

・Cを選択した場合(普通徴収)

1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申し出がないため。	備考
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の前)を超える給与又は退職手当等の支払いがないため。	
3 死亡による退職のため。	

この用紙に限り、一部を提出してください。必ず選択してください。